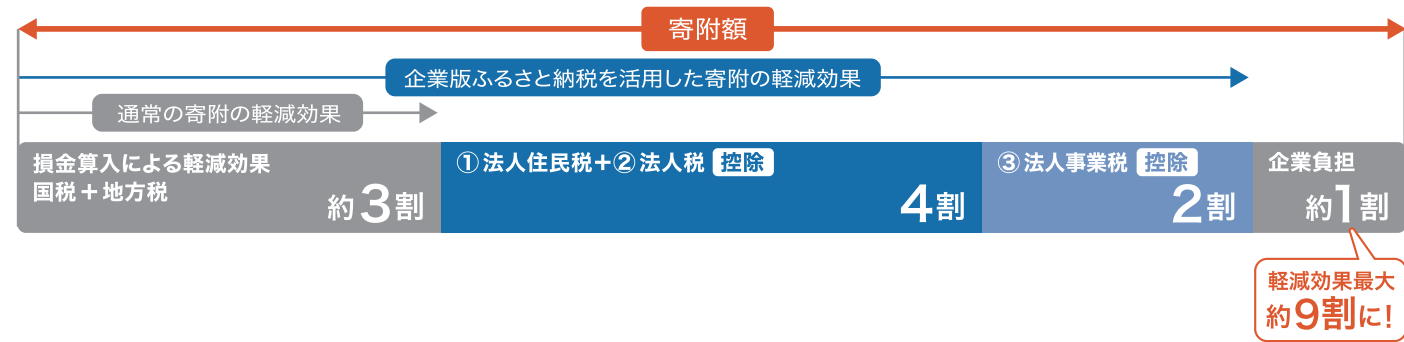


企業版ふるさと納税って？

制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

さらに、令和2年度より、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直しました。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



税目ごとの 特例措置	①法人住民税	②法人税	③法人事業税
	寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)	法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)	寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

- 令和2年度の
主な改善ポイント
- 税額控除の特例措置の適用期間が令和6年度末まで延長
 - 税の軽減効果が、寄附額の最大約6割から最大約9割に拡大
 - 地域再生計画の認定後、「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能に
 - 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金を拡大
 - 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能に

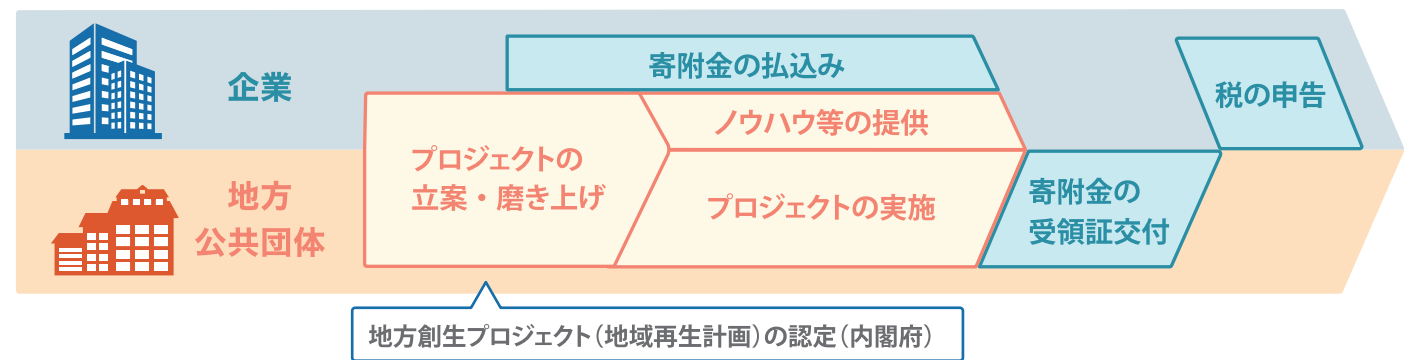
企業にとってのメリット

社会貢献
企業としてのPR効果
[SDGsの達成など]

地方公共団体との新たな
パートナーシップの構築

地域資源などを活かした
新事業展開

制度の活用イメージ



さらに！

令和2年10月に「人材派遣型」を創設しました！

企業版ふるさと納税の仕組みを活用し、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図るものです。

- 企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、寄附企業の人材を、
- ▶寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用する場合
 - ▶地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものに採用する場合
- に人件費相当額を含む寄附額の最大約9割に税の軽減効果を受けることができます。



メリット！ 企業

- 人件費相当額を含む寄附額の**最大約9割に税の軽減効果**
- 企業のノウハウの活用による**地域貢献**
- 活躍機会の増加による**人材育成**

メリット！ 地方公共団体

- 専門的な知見を有する人材の登用で**地方創生事業の充実・強化**
- 実質的に人件費の負担なく**企業人材の受入れが可能**
- 関係人口の創出・拡大**

制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
 - 寄附を行うことの代償として**経済的な利益**を受け取ることは**禁止**されています。
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。×有利な利率で貸付をしてもらう。
 - 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。**
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
 - 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。**
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村*
- *首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

企業版ふるさと納税(人材派遣型)の活用に当たっては、上記と併せて

- 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保してください。